

決議第 5 号

議員派遣の件について

本議会は、地方自治法第100条第13項及び南風原町議会会議規則第129条の規定により、次のとおり議員を派遣するものとする。

平成29年 9 月 8 日

南風原町議会議長 宮城 清政

記

1. 平成28年度南風原町一般会計歳入歳出決算認定及び特別会計歳入歳出決算認定の件

- (1) 目 的：決算認定の審議をするにあたり、現場調査の必要があるため
- (2) 派遣場所：南風原町内
- (3) 期 間：平成29年 9 月11日（月）
- (4) 派遣議員：議員全員